

注 文 書

- 1 契約番号 2025001696
- 2 件 名 大崎市生活困窮者自立相談支援事業業務
- 3 場 所 大崎市内
- 4 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 別添書類
 - (1) 仕様書
 - (2) 参考明細書
- 6 担 当 課 大崎市民生部社会福祉課

大崎市生活困窮者自立相談支援事業業務仕様書

1 業務の名称 大崎市生活困窮者自立相談支援事業業務

2 業務の目的

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号、以下「法」という。）に基づき、法第3条に定める生活困窮者（以下「生活困窮者」という。）が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を行うものの。

3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 業務の実施場所 大崎市内

5 支払方法 四半期毎の年4回払いとし、当該月の翌月支払いとする。

6 自立相談支援センターの運営体制

(1) 受託者は、本市の大崎市古川保健福祉プラザ内に事務所を確保して自立相談支援の拠点（以下「自立相談支援センター」という。）を設置するものとする。

(2) 自立相談支援センターの開所日は、土曜日、日曜日、祝休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く日を原則とし、開所時間は1日当たり8時間以内を目安とする。

なお、開所日・開所時間外であっても、緊急やむを得ない対応の場合に備え、常時、緊急時の相談支援体制を確保しておくこと。

(3) 自立相談支援センターには以下の人員を配置すること。ただし、事業実施に際し、必要に応じてこれ以外の職種を配置することも可能とする。

①主任相談支援員（センター長兼務可） 1名

社会福祉士等の資格、若しくは同等の知見、業務経験を有し、相談業務全般の管理ができ、大崎市及び関係機関との連携・調整等の取りまとめ並びに他の支援員の指導・育成を行うことができる者とする。

②相談支援員（就労支援員） 2名

生活及び就労支援に関する経験並びに各種支援制度の実務に係る知見を十分に有し、相談者の課題を包括的に捉え、個々の相談者のニーズや状況をアセスメントした上で支援計画を策定する。

7 業務の内容

設置する自立相談支援センターに前記6（3）の支援員を配置し、以下の業務を行う。

(1) 自立相談支援事業

- ① 生活困窮者の相談に応じ、相談者が抱える課題を把握するとともに、その置かれている状況や本人の意思を十分に確認することを通じて個々人の状態に合った支援プランの作成等を行う。また、必要な支援を総合調整し、その効果を評価・確認しながら、相談者の自立までを包括的・継続的に支える。
 - ② 複合的な課題を抱える生活困窮者を早期に把握し、地域での見守り体制構築や関係機関のネットワークづくり、社会資源の開発を行う。
- (2) 自立相談支援事業の認知度向上のための周知及び広報
- (3) 住居確保給付金に係る申請及び報告等の支援、並びに、当該給付金受給者に対する就労等の支援
- (4) 家計改善支援事業を行う大崎市消費生活センターと積極的に連携や情報共有を図りながら、支援プラン作成などに取り組むこと。
- (5) 大崎市子ども生活・学習支援事業と連携し、当該事業利用者や保護者への支援、及び、対象世帯への事業紹介等を行うこと。
- (6) 居住に関する相談に対し、その状況を把握し、社会福祉事務所等関係機関と連携し支援する。

8 業務の具体的な実施方法

(1) 支援対象者

対象者は、経済的問題、健康問題、家庭問題など様々な問題を抱える生活困窮者であり、本事業による支援が必要であると認められる者とし、原則として、大崎市の住民及び大崎市で就労・就学等している者を対象とする。

なお、近隣市町村住民からの相談に対しても、関係自治体と調整の上、困窮者を放置することのないよう配慮すること。

(2) 支援方針

- ① 支援対象者が早期に安定的な自立生活を営むことを目指して、課題解決を図るとともに、関係機関と連携して支援を行う。
- ② 相談支援員が支援を行うに当たっては、支援対象者と認識や目標の共有を図りつつ信頼関係を構築した上で、支援対象者の状況や変化に応じて、計画的かつ継続的に支援を行う。
- ③ 各種支援制度の利用に当たっては、必要に応じ相談支援員が支援対象者とともに関係機関へ出向いて必要な手続きについて援助を行う。また、当該制度の利用の可否等の結果について確認し、各種支援が包括的に行われるよう必要に応じて他の支援制度の利用含めた連絡調整を行う。
- ④ 業務の実施に当たっては、以下の要領・手引き・マニュアルに基づいた運営を行うこと。
・「自立相談支援事業実施要領」・「自立相談支援事業の手引き」・「生活困窮者自立支

援制度に係る自治体事務マニュアル」(厚生労働省 社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)

(3) 自立相談支援事業

- ① 自立相談支援センターでは、電話及び来所による相談を受け付けるほか、巡回相談や自宅訪問等により相談を受け付ける。

この場合、特に潜在的な生活困窮者が気軽に相談に来られるよう、その手法を工夫するものとする。

- ② 支援の実施に当たっては、相談支援員が支援対象者の意思を十分に尊重した上で、支援対象者ごとに、最終目標とそれを実現するための支援期間、さらに支援期間中の各段階における中間目標や目標の達成に向けた支援対象者自身の活動を盛り込んだ支援プランを策定し、支援対象者本人に説明し了解を得るものとする。

支援プラン策定に当たっては、支援対象者の抱える問題や状況に応じて、日常生活自立や社会生活自立を含めた現実的かつ段階的な目標設定を行うよう留意する。

- ③ 支援プランを検討するため、市及び関係機関が参加する支援調整会議を開催し、支援内容の確認を行うとともに関係機関の役割についての調整を行う。

- ④ 生活困窮者自立支援法に定める支援事業については、市による確認または、本人への決定通知後に行うこと。

- ⑤ 支援プランに基づき実施される支援の内容や支援対象者の状況の変化、目標の達成度合いについては、支援期間中、支援対象者の状況を適宜把握し評価を行うとともに、必要がある場合には支援プランの内容について、見直しを行う。

なお、見直しを行った場合には、前記③及び④の手続きを経ること。

- ⑥ 相談支援員は、支援対象者ごとに支援台帳を作成し、支援対象者の状況、相談・支援の内容、支援による支援対象者の状況の変化等について記録する。

記録は、国が別途様式を定める帳票類を使用すること。

- ⑦ その他

ア 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえるものとする。

イ フードバンク事業者等と連携し、必要な食べ物を十分に入手することができない相談者に対して、自立相談支援の一環として食料支援を行う。

(4) 広報

自立相談支援センターの利用者拡大のため、チラシ、ポスター、ホームページ等を活用した広報を企画し、実施すること。

9 業務報告

- (1) 受託者は別途市が定める方法により、毎月、委託事業の実施状況を報告すること。

- (2) 業務完了後は、すみやかに業務完了報告書を提出すること。

- (3) 市が実施する県内自治体や関係機関への情報提供を目的とした中間報告会及び実績報

告会のため、報告書の作成を求めることがある。

10 関係書類の整備

委託業務に係る会計は、他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を5年間保存すること。

1.1 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

また、支援対象者については、支援内容の必要性から国や自治体等の関係機関へ個人情報を提供する場合があることを十分説明し、書面により同意を得ること。

1.2 その他

受託者は本仕様に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由及び記載されていない事項が生じたときは、市と速やかに協議を行い、その指示に従うこと。

特 記 仕 様

1. 本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること。

2. 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害する事のないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、大崎市（以下「甲」という。）の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は甲の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、き損及び滅失の防止等)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者への周知等)

第6 乙は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことの周知徹底を図るために必要な措置を講じなければならない。

(資料の返還等)

第7 乙は、業務を処理するために、甲から引き渡された、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後使用する必要がなくなった場合は、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第8 乙は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、甲が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱を委託してはならない。

(実施調査)

第10 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査する事ができる。

(指示及び報告等)

第11 甲は、乙が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求める事ができる。

(個人情報に関する取扱要領の作成)

第12 乙は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、甲に報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

【積算内訳書】

大崎市生活困窮者自立相談支援事業業務

No	項目	数量	単価(円)	金額(円)	備考
	自立相談支援事業 人件費	一式			明細書①
	自立相談支援事業 活動費	一式			明細書②
	小計				a
	一般管理費				b=a × 10%以内
	計				c=a+b
	消費税				d=c × 10%
	合計				c+d

【明細書①】

大崎市生活困窮者自立相談支援事業業務

No	項目	数量		単価(円)	金額(円)	
		人	月			
	主任相談員支援員(給与)	1人	12月			
	主任相談員支援員(賞与)	1人	2.5月			
	相談支援員(給与)	2人	12月			
	相談支援員(賞与)	2人	2.5月			
	事務員(給与)	1人	12月			
	事務員(賞与)	1人	2.5月			
	通勤手当	3.5人	12月			
	小計					a
	健康保険料	一式				
	厚生年金保険料	一式				
	介護保険料	一式				
	労働保険料(雇用・労災)	一式				
	小計					b
	計					a+b

【明細書②】

大崎市生活困窮者自立相談支援事業業務

No	項目	数量	単価(円)	金額(円)	備考
	旅費	一式			
	研修旅費(全国研修・外部研修等)	一式			
	小計				a
	事務・事務所用消耗品費	12月			
	教材図書等購入費	一式			
	訪問相談車両燃料費	12月			
	リーフレット・ポスター等印刷費	一式			
	複写機カウンター料	12月			
	小計				b
	電話料金(固定)	12月			2回線
	電話料金(携帯)	12月			2台
	プロバイダー料金	12月			
	郵送料	12月			
	ホームページ運営費	12月			
	損害保険料等	一式			車両保険、火災保険、 傷害保険
	振込手数料	12月			
	小計				c
	訪問車両リース料	12月			1台
	PCリース料	12月			4台
	複写機リース料	12月			
	小計				d
	計				a+b+c+d